

【カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ】

適応外使用とは、国が定める規定（添付文書）とは異なる方法で医薬品を使用することを指します。当院では、あらかじめ当院運営委員会（最高委員会）の承認を得たうえで実施しています。対象となる方から個別の同意をいただくことに代えて、情報公開により実施しております。

医療の内容：

カリウム製剤の適応外使用による重度低カリウム血症の補正

承認者：中河内救命救急センター 所長代行

対象期間：

承認後から、マニュアル等の見直しが必要となる時点まで

対象者：

添付文書の用法・用量を逸脱する必要がある低カリウム血症患者

目的・概要：

低カリウム血症で内服による補充が困難な場合、注射薬でカリウムを補充します。カリウム注射薬（KCL 注）の添付文書には、以下のように使用方法が記載されています。

- ① カリウムイオン濃度として 40 mEq/L 以下に希釈して投与すること
- ② 投与速度はカリウムイオンとして 20 mEq/hr を超えないこと
- ③ カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100 mEq を超えないこと

しかし、水分（輸液量）の制限が必要な場合や、速やかなカリウム補正が求められる場合には、より高濃度で使用することがあります。その際、治療上必要と判断されれば、1日あたりのカリウム投与量が添付文書の上限（100 mEq/日）を超える場合があります。

予想される不利益と対策：

カリウム補充により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全を引き起こす可能性があるため、必要に応じて心電図モニターを装着し、不整脈の有無を注意深く確認します。また、血清カリウム値を適宜測定し、異常値が認められた場合には直ちに減量または中止します。低カリウム血症の改善が確認された時点で高濃度カリウム製剤の使用を終了し、その後は添付文書に定められた投与方法へ移行します。

問い合わせ先：

大阪府立中河内救命救急センター 医療安全管理室 06-6785-6166（代）

2026年4月13日 作成

<参考>

注射薬マニュアルより抜粋

【カリウム製剤】

- ① カリウム製剤は重篤な心臓伝導障害を引き起こす恐れがあるため、投与速度に注意慎重に使用する必要がある ② 末梢からカリウム製剤を投与する場合には、静脈炎や血管痛を予防するために濃度を厳守する ③ カリウム製剤の濃度は 20mEq/500ml 以下であることを確認する ④ カリウム製剤の補正を実施する際には生食 100ml に対して KCL 注 10mEq キット 3 本を基本セットとし、26ml/h で必ず輸液ポンプを使用し、中心静脈から投与する。末梢点滴ルートからは投与はしない。また、基本セットを同時に 2 本などの使用はしない。 ⑤ カリウム製剤の速度は 20mEq/h 以下であることを確認する（投与経路が中心静脈であっても速度は厳守する） ⑥ 投与するルートはなるべく中心静脈ルートを使用する ⑦ 末梢ルートからの投与であればソルラクト 500ml、生食 500ml、ヴィーン 500ml に KCL10 mEq キット 2 本までとする（20mEq）（ソルラクト 500ml、ヴィーン 500ml）